# 国家公務員退職手当法の規定による早期退職希望者の募集及び認定の制度に係る書面の様式等を定める内閣官房令 （平成二十五年総務省令第五十八号）

#### 第一条（応募及び応募の取下げの様式）

国家公務員退職手当法（以下「法」という。）第八条の二第三項の規定による応募（以下「応募」という。）は、別記様式第一の申請書によるものとする。

##### ２

法第八条の二第三項の規定による応募の取下げは、別記様式第二の申請書によるものとする。

#### 第二条（認定をし、又はしない旨の決定の通知の様式）

法第八条の二第六項の規定による通知は、次の各号の区分に応じて当該各号に定める通知書によるものとする。

###### 一

法第八条の二第五項の規定による認定（以下「認定」という。）をする旨の決定をしたとき

###### 二

認定をしない旨の決定をしたとき

#### 第三条（退職すべき期日の通知の様式）

法第八条の二第七項の規定による通知（以下「第七項通知」という。）は、別記様式第五の通知書によるものとする。

#### 第四条（内閣総理大臣に対する送付及び報告）

法第八条の二第九項の規定による送付及び報告は、次の各号に掲げる機関（当該機関が所管する行政執行法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第四項に規定する行政執行法人をいう。）を含む。）ごとに、毎年四月中に、前年度に認定を受けた応募をした職員の数及び当該認定に係る全ての募集実施要項（法第八条の二第二項に規定する募集実施要項をいう。以下同じ。）（同条第五項に規定する必要な方法を周知した場合にあっては、当該方法を含む。）について、別記様式第六により行うものとする。

###### 一

衆議院事務局（衆議院法制局及び裁判官訴追委員会事務局を含む。）

###### 二

参議院事務局（参議院法制局及び裁判官弾劾裁判所事務局を含む。）

###### 三

国立国会図書館

###### 四

会計検査院

###### 五

人事院

###### 六

内閣官房（内閣法制局を含む。）

###### 七

内閣府本府

###### 八

宮内庁

###### 九

公正取引委員会

###### 十

国家公安委員会

###### 十一

個人情報保護委員会

###### 十二

カジノ管理委員会

###### 十三

金融庁

###### 十四

消費者庁

###### 十五

総務省

###### 十六

法務省

###### 十七

外務省

###### 十八

財務省

###### 十九

文部科学省

###### 二十

厚生労働省

###### 二十一

農林水産省

###### 二十二

経済産業省

###### 二十三

国土交通省

###### 二十四

環境省

###### 二十五

防衛省

###### 二十六

最高裁判所

#### 第五条（募集実施要項の記載事項）

国家公務員退職手当法施行令（以下「施行令」という。）第九条の五第一項第七号の内閣官房令で定める事項は、次に掲げるものとする。

###### 一

法第八条の二第三項各号に掲げる職員が応募をすることはできない旨

###### 二

法第八条の二第五項の規定により認定をしない旨の決定をする場合がある旨

###### 三

認定を行った後遅滞なく、退職すべき期間のいずれかの日から退職すべき期日を定め、第七項通知を行うこととなる旨（募集実施要項に退職すべき期間を記載した場合に限る。）

###### 四

施行令第九条の七第一項の規定により募集の期間を延長する場合があるときは、その旨

###### 五

施行令第九条の八第一項の規定により退職すべき期日を繰り上げ、又は繰り下げる場合があるときは、その旨

#### 第六条（退職すべき期日の繰上げ又は繰下げに係る同意の様式）

施行令第九条の八第一項の規定による同意は、次の各号の区分に応じて当該各号に定める同意書によるものとする。

###### 一

退職すべき期日を繰り上げるとき

###### 二

退職すべき期日を繰り下げるとき

#### 第七条（新たに定めた退職すべき期日の通知の様式）

施行令第九条の八第二項の規定による新たに定めた退職すべき期日の通知は、別記様式第九の通知書によるものとする。

# 附　則

この省令は、平成二十五年六月一日から施行する。

##### ２

復興庁が廃止されるまでの間における第四条の規定の適用については、同条中「十四　消費者庁」とあるのは、「十四　消費者庁　十四の二　復興庁」とする。

# 附　則（平成二六年五月二九日総務省令第五二号）

この省令は、国家公務員法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第二十二号）の施行の日（平成二十六年五月三十日）から施行する。

# 附　則（平成二七年三月二六日内閣官房令第三号）

この内閣官房令は、平成二十七年四月一日から施行する。

##### ３

独立行政法人国立病院機構の平成二十六年度に係る国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第八条の二第九項の規定による内閣総理大臣に対する送付及び報告については、なお従前の例による。

# 附　則（平成二七年一二月二二日内閣官房令第一〇号）

この内閣官房令は、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十八年一月一日）から施行する。

##### ２

この内閣官房令の施行の日から平成二十八年四月三十日までの間における改正後の様式官房令第四条の規定の適用については、同条中「十一　個人情報保護委員会」とあるのは、「十一　個人情報保護委員会（個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第六十五号）第四条の規定による改正前の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第三十六条第一項の特定個人情報保護委員会を含む。）」とする。

# 附　則（令和元年一〇月三一日内閣官房令第五号）

この内閣官房令は、特定複合観光施設区域整備法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和二年一月七日）から施行する。

# 附　則（令和二年一二月一八日内閣官房令第六号）

#### 第一条（施行期日）

この内閣官房令は、公布の日から施行する。